

令和5年（2023年）5月2日

保護者等の皆様へ

北海道小樽潮陵高等学校長 佐 藤 一 昭

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校の対応について（お知らせ）
新緑の候 保護者等の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動に対しご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、この度、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が公布され、5月8日から施行されることになったことに伴い、文部科学省及び北海道教育委員会より通知がありました。

つきましては、現段階での通知等を踏まえ、本校として次のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 定時制課程の今後の対応について

(1) 5類感染症への移行後も基本的な感染対策は重要であることから、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策については継続します。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じる可能性があります。

(3) 生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じます。感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

また、出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。その際、生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう指導しますので、ご家庭でもご協力をお願いします。

なお、合理的な理由（感染不安等）により休ませたい場合は、ホームルーム担任にご相談ください。

(4) 5類感染症への移行後は、濃厚接触者の特定は行われなくなります。これにより、次の生徒であっても感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の扱いとはいたしません。

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした生徒

（裏面へ）

- (5) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登校しないようにしてください。ただし、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限することはしません。

2 今までの感染症対策からの変更点等

- (1) 健康観察シートの学校への提出は求めません。各家庭において毎日の健康観察及び登校前の健康状態の把握をお願いします。

なお、各種の大会等で大会主催者側より健康観察シート等の提出を求められる場面があった場合は、この限りではありません（大会主催者側の指示に従ってください）。

- (2) 出席停止の扱いについては、上記 1 (3) 及び(4)に記載のとおりです。今後、発熱や咽頭痛、咳等の症状をもって出席停止とはなりません。
- (3) 生徒が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合は、速やかに高校までご連絡ください。
- (4) マスクの着用については、引き続き個人の判断といたします。特別な場合を除き、高校からマスクの着脱を強いることは行いません。

3 その他

ご不明な点等がございましたら、教頭もしくはホームルーム担任までお問い合わせください。

〔平日の 13 : 15 ~ 21 : 45、TEL 0134-22-4263〕